

あきる野市十里木・長岳観光施設の指定管理者について

あきる野市十里木・長岳観光施設「秋川溪谷瀬音の湯」（以下「瀬音の湯」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により非公募とし、新四季創造株式会社（以下「会社」という。）に管理を行わせる。

1 指定理由

会社は、市、あきる野商工会、秋川農業協同組合、あきる野市観光協会及び十里木・長岳農畜産物等直売組合が出資する第3セクターであり、市が地域活性化の拠点施設として位置付けている瀬音の湯などの管理・運営を主な業務として、平成18年7月に設立された。

瀬音の湯は、地域活性化の中核施設として、地域住民が自らの手で創意工夫し、地域の発展とともに市全体の産業振興へと波及させることができる施設として平成19年4月15日にオープンした。

これまで、瀬音の湯のオープン以来、過去4年間の温泉施設の利用者数は、平成23年3月31日現在978,626人で、年平均244,656人と当初の予想利用人数190,000人を大きく上回っており、経常利益も平成19年度、平成20年度はマイナスであったが、平成21年度で約41,000千円、平成22年度で約11,000千円の経常利益を上げており、現在では本市の地域活性化の中核施設として、また観光の拠点施設として定着している。

市への還元として、入湯税については、平成21年度の納税額は5,100円であったものが、入湯税の一部改正を行い平成22年度においては5,386,200円を納税しており、さらに、平成23年度には基本協定書の一部を改正し、平成22年度の経常利益を算定基礎に一定の計算式により金額を算出し、市に納付金として納入している。平成23年度における納付金額は6,114,000円であり、市ではこの納付金を今後の観光振興の財源とするため、観光振興基金に積み立てている。

このように、会社は、豊かな自然環境の活用による都市との交流を促進し、市民の健康の増進、地域産業の振興等を図り、市に対しても財政的支援や市民の利用促進に努めるなど、過去4年間、指定管理者としての実績は非常に評価できるものである。

一方、会社の出資団体である十里木・長岳農畜産物等直売組合は、平成23年3月31日現在で50人の組合員がおり、平成19年度の売上げは26,602,935円で、平成22年度の直売組合の売上げは27,324,670円であり、安定した売上実績を残している。戸倉・小宮地域は平坦な農地が少なく、これまで生産された農作物のほとんどが自家消費や庭先販売程度であったものが、瀬音の湯ができたことにより安定的な収入につながることから、組合員にとっては農業等に従事する大きな励みになっている。

また、瀬音の湯は地元雇用の創出にも大きく貢献している。平成23年3月31日現在の正社員、嘱託、パートを含めた従業員数は88人で、そのうち65人が市内に在住して

おり、そのうち21人が戸倉・小宮地区に在住の人たちである。

以上のように、会社は、市の観光行政に大きく貢献し、市と協働で観光まちづくりを支え、良好なサービスの提供に継続的に努めてきた実績があり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果、これまでよりいっそうの地域活性化が図られることが期待できるため、新四季創造株式会社を瀬音の湯の指定管理者とする。

(参考)

瀬音の湯の部門別利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)				売上額 (円)
	温泉	宿泊	レストラン (軽食込み)	直売	
平成19年度	245,552	6,639	72,206	115,022	505,172,041
平成20年度	241,795	7,086	96,443	118,040	489,778,850
平成21年度	249,449	7,278	103,705	124,730	508,275,390
平成22年度	241,830	6,531	101,197	118,431	480,024,450

2 観光施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川溪谷瀬音の湯	あきる野市乙津565番地

(2) 施設の規模 (面積)

各 施 設	面 積
温泉施設	2,224.67 m ²
レストラン	178 m ²
宿泊施設	メゾネットタイプ 101.63 m ² × 4棟 デラックスタイプ 40.4 m ² × 2棟
農畜産物直売所	169.785 m ²
バイオマスボイラー室	331.598 m ²
足湯	14.3 m ²
駐車場 (136台)	3,054.5 m ²

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 温泉事業に関すること。
- (2) 宿泊事業に関すること。
- (3) レストラン事業に関すること。

(4) 直売所事業に関する事。

(5) 委託事業に関する事。

4 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで(3年間)

5 指定管理者の指定管理料

なし